

◎経済連携協定に基づく特定原産地証

明書の発給等に関する法律の一部を

改正する法律

(平成二十二年七月一七日法律第八四号)

一、提案理由(平成二十二年六月二四日・衆議院経済産業委員会)

○二階国務大臣 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、本年二月、スイスとの貿易、投資を一層拡大すべく、欧州の国としては最初の国となるスイスとの経済連携協定に署名をいたしました。これにより、この協定の発効後十年のうちに、日本とスイスの往復貿易額の九割以上を占める物品について、関税を撤廃することとしております。

これまでに我が国が締結した経済連携協定においては、我が国から相手国に輸出する物品について、こうした関税面での優

遇を受けるためには、経済産業大臣が指定した指定発給機関が、協定上の原産品であることを証明する原産地証明書を輸出者に対して発給する必要があります。しかしながら、スイスとの経済連携協定においては、我が国の輸出者にとって利用しやすいものとなるように、これまでの制度に加えて、国による認定を受けた輸出者がみずから作成した証明書を用いることもできることとしています。そのため、新たに必要となる手続を定め、この協定を確実に実施すべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

経済産業大臣による認定を受けた輸出者が、原産地証明書をみずから作成することができる制度を新たに設けます。このため、輸出者の認定に関して、認定の申請手続や認定基準の設定などの規定を整備します。あわせて、認定を受けた輸出者に対して書類の保存義務などを課すとともに、罰則などの規定も設けます。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十一年六月二五日)

○東順治君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定を初めとする経済連携協定が確実に実施されるよう、経済産業大臣による認定を受けた輸出者が原産地証明書をみずから作成することができる制度を新たに設けるなど、締結国等に輸出される物品に係る原産地証明書の作成、発給等を我が国の輸出者にとって利用しやすいものとするための措置を講ずるものであります。

一本委員会においては、昨日二階大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、質疑終局後、採決を行った結果、同じく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二十一年七月一〇日)

○櫻井充君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を作成することのできる制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、貿易自由化の度合いが高い経済連携協定の締結を二国間、多国間で推進していくための今後の方針、特定原産地証明書の円滑な発給に向けての支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年七月九日)

経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)は、経済、産業・就業構造、雇用、食料安全保障など多くの面において重要な影響が及ぶものである。したがって、将来の国家像を見据えたEPA・FTA戦略を構築した上で、貿易立国として我が国が重視してきたWTOの理念との整合性を確保しつつ、これを推進していくことが必要である。

ASEAN等我が国周辺諸国においてFTA締結が急速に進んでいる一方で、我が国については、主要な貿易相手国である中国、アメリカ合衆国、韓国等との間においても、いまだにEPAが締結されていない現状を踏まえ、政府は、本法案提出の背景となった日・スイスEPAに続く今後の締結交渉を進めていくに当たり、交渉中の韓国等とのEPA締結プロセスを加速するとともに、その他の国とのEPA締結の検討やアジア・太平洋における広域経済連携に向けた取組を積極的に推進すること。

右決議する。